

アルバイト規程

(目 的)

第1条 本規程は学生生活規程第42条第2項に基づき学生のアルバイトについて定めることを目的とする。

(原 則)

第2条 アルバイトを行う場合は学業の妨げにならないように充分注意しなければならない。

(職種制限)

第3条 つぎの職種についてはアルバイトを行うことができない。

- 1 危険を伴うもの
高所・水中等で行う作業、その他危険物を扱う業務等
- 2 人体に有害なもの
農薬・劇薬等の有害薬物の取扱、高（低）温度中の作業等
- 3 法令に違反するもの
営利職業斡旋業者への仲介斡旋、マルチ商法、ネズミ講等商法に関するもの、
その他法令に違反するもの
- 4 人命に関わるもの
無資格の水泳指導員、その他命に関わる事が予想される業務
- 5 教育的に好ましくないもの
風俗営業等
- 6 本学が好ましくないと判断したもの

(時間制限)

第4条 アルバイト時間については通算週20時間を超えてはならない。

ただし、学生休業中はその限りではない。

- 2 アルバイト時間については午後10時以降の深夜業務はこれを禁止する。
- 3 外国人留学生については別に定める。

(違反処分)

第5条 本規程に違反しアルバイトを行った場合は順次つぎの措置をとる。

- 1 説 諭
- 2 懲 戒
- 2 懲戒の種類は、福祉学部では大学学則第52条及び短期大学部では短期大学部学則第53条に定める譴責、停学とする。ただし、特に学生の本分に反するものと思われる違法なアルバイトについては退学処分を科すことがある。

附 則

この規程は平成16年4月1日からこれを施行する。